

質 疑 回 答 書

令和5年9月21日

工事名又は業務名
吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池機械設備工事

1	質 疑 事 項 (図面番号: _____ 番 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)
	本工事は①工場製作期間→②現場期間(試掘調査、ボーリング調査の期間)→③工場製作期間→④現場期間になると想定しておりますが、監理技術者及び現場代理人は各期間(②③④)への移行時に交代が可能と考えて宜しいでしょうか。 上記交代が可能な場合、②と④に配置する監理技術者は同一の者でなくても宜しいでしょうか。同様に現場代理人も同一の者でなくても宜しいでしょうか。 上記①と③に配置する監理技術者及び現場代理人は非専任と考えて宜しいでしょうか。
	回 答
	監理技術者及び現場代理人は①→②、②→③、③→④の各移行時に交代が可能です。 ②と④に配置する監理技術者及び現場代理人については、原則として同一人物を配置することとします。 ①と③に配置する監理技術者及び現場代理人の非専任については、現場代理人には、作業期間中は原則として工事現場の常駐を求めますが、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、吹田市との連絡体制が確保されると認めた場合には、書面による申請のうえ、工事現場に常駐しないことができます。監理技術者等については、「国土交通省近畿地方整備局建政部建設産業第一課発行の建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」のとおりとします。
2	質 疑 事 項 (図面番号:C-2、C-5番 仕様書: 35頁 設計図書: _____ 頁)
	特記仕様書p35記載のボーリング調査について、「1.一般事項(6)および(7)を考慮し、事前に監督員と協議の上決定する」と記載されていますが、図面C-2、C-5の試掘工に含まれていない範囲で支障となる埋設物があり再施工が必要な場合は設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。
	回 答
	協議のうえ対応します。

質 疑 回 答 書

令和5年9月21日

工事名又は業務名
吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池機械設備工事

3	質 疑 事 項 (図面番号: C-2番他 仕様書: 35頁 設計図書: _____ 頁)
	<p>本工事には、受注者によるボーリング調査が含まれており、調査の目的は対象箇所での支持地盤の深さ等の確認と考えています。受注者で行ったボーリング調査の結果を踏まえ現設計で問題ないかの判断は設計を行った吹田市様にて実施いただけるものと考えてよいでしょうか。</p> <p>試掘工及びボーリング調査等により杭設置位置の変更や支持地盤に不足がある、工法の変更が必要である等、設計に大きな影響を与える場合には、吹田市様にて再設計を実施頂けるものと考えて宜しいでしょうか。また工期に影響がある場合は工期延期、一時中止等の対応頂けるものと考えて宜しいでしょうか。</p>
	回 答
	<p>御認識の通りですが、地質調査報告書における考察(基礎形式)は工事内で行うものとします。調査の結果が設計および工期に大きな影響を与える場合には、協議のうえ対応します。</p>
4	質 疑 事 項 (図面番号: C-2番他 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)
	<p>試掘工等の現地調査により、新たに機能上や施工上支障となり、移設又は撤去、復旧を要する埋設物や既設構造物(スロープ壁等)が確認された場合の移設・撤去・復旧作業は設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。</p>
	回 答
	<p>現地調査により新たに判明した支障物については、協議のうえ対応します。</p>

質 疑 回 答 書

令和5年9月21日

工事名又は業務名
吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池機械設備工事

5	質 疑 事 項 (図面番号:C-2、5番 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)
	図面C-2、C-5の試掘工に含まれない範囲の屋外ダクトサポート(図面M-11H-H断面、I-I断面、M-12K-K断面)の基礎について、埋設物等支障となるものはないと考えてよいでしょうか。 現場調査の上設置位置を検討しますが、発注図から大幅にルートの変更が必要となった場合には設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。
	回 答
	現段階で埋設物等支障となるものは無いと考えています。 大幅な変更が必要となった場合には、協議のうえ対応します。
6	質 疑 事 項 (図面番号:C-5番 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)
	図面C-5他に、地表に近い位置に流出渠(BOXカルバート)の記載があり、本BOXカルバート上に杭打機を積載することになります。 安全性を考慮した場合、積載可能な杭打機の機体重量、及び設置圧についてご教示ください。 また、BOXカルバートは健全であり、強度に影響を及ぼすような劣化はないと判断されていると考えてよいでしょうか。健全性の確認が未実施の場合、別途確認いただけたらと考えてよいでしょうか。 万が一、BOXカルバートの補強などの対応が必要になった場合には設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。
	回 答
	設計時に想定している杭打機の機器重量は45.0ton、設置圧は124.0kPa(杭打機,全装備質量時)で確認しています。 BOXカルバートについては今年度委託している耐震診断にて確認中です。 BOXカルバートの補強などの対応が必要になった場合には、協議のうえ対応します。

質 疑 回 答 書

令和5年9月21日

工事名又は業務名
吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池機械設備工事

7	質 疑 事 項 (図面番号:M-5、6番 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)
	汚水集砂装置の加圧水管について、既設蓋の貫通が必要となりますが、図面M-5、M-6 B-B断面は既設蓋が今回工事対象箇所の太線になっていません。現場確認の上、形状に応じて改造や再製作等が必要な場合は設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。
	回 答
	大幅な改造が必要となった場合には、協議のうえ対応します。
8	質 疑 事 項 (図面番号: _____ 番 仕様書: 26頁 設計図書: _____ 頁)
	特記仕様書p26に「(2)各部の構造8)吊り具、補強材、継手用アングル等で臭気に接する部分はステンレス鋼を使用し、臭気ガスに接しない部分はSS材を使用する。」と記載されていますが、すべてダクト外であり臭気に接する部分ではないと考えられるため、すべてSSで宜しいでしょうか。
	回 答
	補強鋼板、吊り金物、ボルトナット等はステンレス製とします。

質 疑 回 答 書

令和5年9月21日

工事名又は業務名
吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池機械設備工事

9	質 疑 事 項 (図面番号:M-2番他 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)
	沈砂池内の浚渫作業、及び浚渫物の処分は本工事範囲外と考える宜しいでしょうか。 また、本工事範囲内の場合は場内処分が可能と考える宜しいでしょうか。
	回 答
	沈砂池内の浚渫作業は必要ないと考えております。
10	質 疑 事 項 (図面番号: _____ 番 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)
	既設活性炭吸着塔の活性炭及び薬液洗浄設備内に残存する薬品は吹田市様の産業廃棄物と考えられるため、本工事範囲外で吹田市様にて処分いただけるものと考えて宜しいでしょうか。
	回 答
	既設活性炭吸着塔の活性炭の処分については本工事範囲に含みます。 薬液洗浄設備内に残存する薬品は吹田市で処分とします。

質 疑 回 答 書

令和5年9月21日

工事名又は業務名
吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池機械設備工事

11	質 疑 事 項 (図面番号: _____ 番 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)
	本工事の基礎工事に伴い発生する残土の処分は場内指定場所への仮置きで宜しいでしょうか。場外処分の場合、その費用は本工事範囲に含まれておりますでしょうか。
	回 答
	本工事の基礎工事に伴い発生する残土については埋戻しに利用する分については場内指定場所への仮置き、埋戻しに利用しない分については場外処分とし、本工事範囲に含みます。
12	質 疑 事 項 (図面番号:M-2、4番他 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)
	汚水沈砂池流入ゲート及び汚水沈砂池流出ゲートの撤去・更新時、止水が必要となりますが特記仕様書及び図面に記載がありません。既設角落しにより止水可能と考えて宜しいでしょうか。また、仮設の止水壁等が必要である場合、設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。
	回 答
	汚水沈砂池流入ゲートの撤去更新時には角落しにより止水可能と考えます。 汚水沈砂池流出ゲートの撤去更新時の仮設の止水板は本工事範囲に含みます。

質 疑 回 答 書

令和5年9月21日

工事名又は業務名
吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池機械設備工事

13	質 疑 事 項 (図面番号:C-7番 仕様書: 33頁 設計図書: 頁)
	特記仕様書p33の仮設工、仮設備関係に「本仮設工に際して、既設産廃置き場を撤去する必要があるため、別の場所に産廃置き場を設置した後に撤去することとする。」と記載がありますが、設置場所が不明です。既設設置場所及び移設場所の詳細をご教示ください。また、移設場所は埋設物等の支障となるものはないと考えて宜しいでしょうか。
	回 答
	既設設置場所及び移設場所については資料1を参照してください。 移設場所は埋設物等の支障となるものは無いと考えています。
14	質 疑 事 項 (図面番号:M-5番他 仕様書: 頁 設計図書: 頁)
	図面M-5の合成木材蓋及び受枠について、周囲の手摺や配管等に配慮した蓋の形状にする必要があると想定されます。現場確認の上、形状及び材質の変更が必要となった場合には設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。
	回 答
	図面M-5の合成木材蓋及び受枠については、周囲の設置物を考慮した形状となっていますので、変更する必要は無いと考えています。

質 疑 回 答 書

令和5年9月21日

工事名又は業務名
吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池機械設備工事

15

質 疑 事 項 (図面番号:C-7番 仕様書: 33頁 設計図書: 頁)

特記仕様書p30の特記事項に「(7)脱臭設備関係については臭気が未処理のまま場外へ排出されないような計画とし、処理場の運用に支障の無いよう行うものとする。」と記載されています。脱臭設備に関して、既設は薬液洗浄脱臭+活性炭、更新後は生物脱臭+活性炭となっていますが、工事期間中は薬液洗浄塔、活性炭吸着塔、生物脱臭装置のいずれかを臭気が通って処理されていればよいと考えて宜しいでしょうか。
発注図に仮設ダクト等の記載がありませんが、切替用の仮設ダクトは本工事範囲で必要でしょうか。必要である場合には、現状想定されている仮設ルートをご教示ください。また、現場調査の上追加の仮設ダクト等が必要となった場合には設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。

回 答

既設の薬液洗浄塔、新設の生物脱臭塔又は新設の活性炭吸着塔のいずれかを臭気が通って処理されていればよいと考えますが、既設の活性炭吸着塔のみを通す場合は不可とします。ただし、いずれの場合も単独の機器のみで運用する期間はなるべく短くするようにしてください。
切替用の仮設ダクトは本工事範囲に含み、設計変更対象とはしません。仮設ルートは機器更新切替時に必要な範囲としています。

16

質 疑 事 項 (図面番号: 番 仕様書: 頁 設計図書: 頁)

今回工事対象箇所にアスベストの含有が確認されている箇所はあるでしょうか。
現地調査によりアスベストが含有し、除去が必要となった場合には設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。

回 答

現段階でアスベストの含有が確認されている箇所はありません。
現地調査によりアスベストが含有し、除去が必要となった場合には設計変更対象と考えます。

質 疑 回 答 書

令和5年9月21日

工事名又は業務名
吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池機械設備工事

17

質 疑 事 項 (図面番号: _____ 番 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)

本工事(プラント工事)における最低制限価格の算出方法について、下記通知の記載事項から一般管理費等への掛率が55%から68%と変更されたこと以外で変更はございますでしょうか。変更があればご教示願います。
通知名称: 工事及び工事に係る設計・測量当業務委託の契約制度について
発行日: 平成29年4月3日
発行者名: 吹田市総務部契約検査室長殿
5ページ目 「(3)最低制限価格算出基礎額の算出方法 発生物評価額等がある場合はその費用を合算します。
プラント工事の場合 (機器費+直接工事費+設計技術費)の額×97%+共通仮設費の額×90%+(現場管理費+据付間接費)の額×90%+一般管理費等の額×55%」

回 答

変更はございません。
プラント工事の場合は、以下のとおりです。
(機器費+直接工事費+設計技術費)の額×97%+共通仮設費の額×90%+(現場管理費+据付間接費)の額×90%+一般管理費等の額×68%
ただし、発生物件評価額等がある場合は、その費用を合算します。また、最低制限価格の上限は予定価格(税抜き)の92%の額、下限は予定価格(税抜き)の75%の額とします。

質 疑 事 項 (図面番号: _____ 番 仕様書: _____ 頁 設計図書: _____ 頁)

回 答